

白岡市地域クラブ活動推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名称

白岡市地域クラブ活動推進事業業務委託

2 目的

生徒にとって望ましい持続可能なクラブ活動と学校の働き方改革の実現に向けて、白岡市（以下「市」という。）において、休日等の地域クラブ活動の合理的で効率的な域内展開を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

4 対象とするクラブ活動

白岡市立中学校4校において、各学校単位または各学校の合同で活動する以下に掲げる運動クラブ活動及び文化クラブ活動とする。

- (1) 篠津中学校 軟式野球、サッカー、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレー、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、剣道、女子バドミントン、吹奏楽
- (2) 菁莪中学校 男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子卓球、男女ソフトテニス、吹奏楽
- (3) 南中学校 軟式野球、サッカー、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレー、男子卓球、女子ソフトボール、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、剣道、陸上競技、吹奏楽
- (4) 白岡中学校 軟式野球、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレー、男子卓球、女子卓球、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、剣道、吹奏楽
- (5) 合同クラブ ダンス、プログラミング、硬式テニス

※ 指導者が確保できない場合、または参加人数が少ない種目については、合同クラブまたは拠点校方式として活動することについて、発注者及び受注者が協議し、決定するものとする。

5 業務内容

生徒にとって望ましい持続可能なクラブ活動と学校の働き方改革の実現に向けて、

白岡市立中学校において、休日等の地域クラブ活動に関する実践研究を実施し、研究成果を普及することで、休日等の地域クラブ活動の合理的で効率的な域内展開を図ることを目的として、地域クラブ活動の運営組織の設置及び運営並びに指導者の派遣を行うものとする。

なお、地域クラブ活動の運営において必要となる事項については、下記のとおりとする。

- (1) 指導内容・指導方針等については、当該校の要望に応じ、協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 活動場所は、当該校の施設を利用するなどを原則とし、他の施設を使用する場合には当該校と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 地域クラブ活動の実施開始は令和8年4月からとする。
- (4) 原則として土曜日、日曜日及び祝日とする。ただし、平日に活動しようとする場合には、事前に、発注者、受注者及び当該中学校長と協議するものとする。
- (5) 受注者は、生徒及び保護者からの相談等を受け付ける代表窓口（電話窓口）を設置し、求めに応じて適切に対応するものとする。
- (6) 発注者が、指導者から当該中学校に対する苦情の申出を受けたときは、発注者は直ちに当該中学校長に報告するものとし、発注者、受注者及び当該中学校長は誠意をもって対応するものとする。
- (7) 受注者は、すべての活動を包括的に監督する管理者を設置し、巡回により各クラブ活動の活動状況等を確認するものとする。

なお、巡回の実施回数は問わないが、定期的に実施するものとする。

- (8) 生徒及び指導者は、スポーツ安全保険または同等の保険に加入するものとし、地域クラブの活動開始に保険が適用されるようにするものとする。
なお、保険加入に係る経費については、業務委託料に含むものとする。
- (9) 受注者の事務局職員の人事費、指導者謝金（交通費含む）については、発注者及び受注者と協議のうえ、別に定めるものとし、支払いに関する業務を遅滞なく適切に実施するものとする。
- (10) 協賛金及び寄付金の募集等により運営資金を調達し、安定した経営に努めるものとする。
- (11) 受注者は、地域クラブ活動の参加者から、受益者負担として生徒一人に対し月額2,500円を徴収するものとする。未納金分についても徴収する。
- (12) 指導者は、白岡市人材バンク（白岡市教育委員会教育部生涯学習課所管のペアーズバンク）に登録している者、または、本事業の趣旨を理解し協力しようとする者の中から適切に選定するものとする。
- (13) 指導者に対し、年1回以上の研修を実施すること。なお、研修については、白岡市の部活動ガイドラインを遵守し、指導方法、学校との連携・協力、施設の利用方法などに関する内容を踏まえるものとする。

- (14) 各中学校及び保護者に対し、地域クラブ活動の地域展開に向けて必要な説明会及び意見交換会を年1回以上実施するものとし、実施方法、内容、講師等については、発注者及び受注者で協議のうえ、決定するものとする。
- (15) 受注者は、発注者と協議のうえ、地域クラブ活動における実態調査を目的として生徒及び保護者に対し、満足度調査及び教職員の働き方に関する実態調査を実施するものとする。
- (16) 受注者は、国・県等の調査、照会について、発注者から回答、報告を求められた際には、遅滞なく回答、報告するものとする。
- (17) 指導者に問題が生じ、実務実施に支障が生じていると判断したときは、当該中学校長は、発注者を通じて受注者に指導者の変更を求めることができるものとする。
- (18) 受注者（指導者含む）の責めに帰すべき事由により生徒に損害を及ぼす事態になった場合は、その賠償は受注者が負うものとする。

6 業務実施報告

受注者は、その月の業務が完了したときは、「部分引渡し完了通知書」、「委託経費報告書」（県様式）を作成し、支出を証する書類の写し等とともに提出するものとし、「委託経費報告書」については、Excelファイルの電子データも併せて提出するものとする。

また、埼玉県と白岡市との委託契約の履行期間が例年2月末日までの予定となっているため、1月の地域クラブ活動が完了したときは、速やかに「委託経費報告書」（県様式）を作成し、支出を証する書類の写し等とともに提出するものとし、「委託経費報告書」については、Excelファイルの電子データも併せて提出するものとする。

なお、本業務が完了したときは、「業務委託完了通知書」、「委託経費報告書」（県様式）及び今後の地域クラブ活動への移行に向けた課題についてまとめた報告書を作成し、支出を証する書類の写し等とともに提出するものとし、「委託経費報告書」については、Excelファイルの電子データも併せて提出するものとする。

さらに、白岡市が埼玉県との委託契約の中で提出すべき支出を証する書類の写し等について、追加で提出を求められた際には、速やかに作成し、提出するものとする。

7 費用について

(1) 委託事業費

委託事業費の上限額は、次のとおりとします。

委託事業費の上限額：22,872,000円

（令和8年度から令和10年度までの3か年度分）

※ 委託事業費には消費税及び地方消費税を含みます。

(2) 保護者が負担する費用（受益者負担）

- ① 活動に際して保護者が負担する費用（受益者負担）については、指導者へ支払う謝金と地域クラブ活動に参加する生徒の保険料、連絡ツール等のシステム使用料に充てることを基本とすること。その他の受益者負担が必要と思われるものについては、契約時に、発注者と受注者が協議をして定めることとし、追加の費用が必要となる場合は、事前に発注者の許可を得ること。
- ② 指導者の謝金等については、受益者負担とし、その徴収及び支払い等の管理は受注者が行う。受益者負担額が不足する場合は、受注者が負担するものとする。令和8年4月から令和11年3月までにかかる経費については、発注者が受注者に支払う業務委託費と、受注者が得る受益者負担の実費収入をもって充てることとする。地域クラブ活動運営業務委託にかかる経費から受益者負担の収入見込み額を差し引いた額を、毎年の予算の範囲内において受注者に業務委託費として支払う。

8 そ の 他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議するものとする。